

「農山漁村振興への貢献活動に係る取組証明書」ロゴマーク使用規程

令和8年3月13日

農村振興局農村政策部農村計画課農村活性化推進室

第1 目的

この規程は、農村振興局農村政策部農村計画課農村活性化推進室（以下「農村活性化推進室」という。）が定める「農山漁村振興への貢献活動に係る取組証明書」（以下「取組証明書」という。）のロゴマークの利用に関し、必要な事項を定めるものです。

第2 ロゴマークの使用方法

- 1 ロゴマークは、取組証明書を取得された企業等（取組証明書の「実施者」に記載の企業等のこと。以下「取得企業等」という。）による取組であることを証明するために使用されるものであり、取得企業等以外の使用はできません。
- 2 取得企業等が使用するロゴマークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別紙のとおりであり、みだりに改変することはできません。ただし、農村活性化推進室が認める場合は、この限りではありません。
- 3 取得企業等は、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にロゴマークを使用することができます。
- 4 取得企業等はロゴマークを無償で使用することができます。
- 5 ロゴマークは、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

第3 ロゴマークを使用する者の義務

- 1 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、本規程及び農林水産省が定める規則等を遵守するとともに、取組証明書の趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、ロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。
- 2 使用者は、第三者がロゴマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、農村活性化推進室に通報する義務を負うものとします。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については、対応を農村活性化推進室と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用、訴訟費用等を含む。）は、使用者が負担するものとします。
- 4 使用者は、ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとします。

第4 ロゴマークの禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 一 募金活動と結びつけた使用
- 二 ロゴマークのバッジやシール等のグッズを作成し販売するための使用

- 三 企業・団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保若しくは証明するよ
うな使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 四 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 五 その他取組証明書の趣旨に反すると認められるような使用

第5 ロゴマークの不適切な使用等に当たっての措置

使用者が、本規程、取組証明書の趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと農村活性化推進室が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 一 是正のための改善要求
- 二 警告
- 三 企業名・団体名の公表
- 四 法的措置

第6 権利設定の禁止

使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはいけません。

第7 ロゴマークの利用期限

ロゴマークの利用期限は、それぞれの取組証明書の有効期限とします。

ただし、農村活性化推進室は、特に必要と認めるときには、利用者に対し、期限を定めて、ロゴマークの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

第8 規程の改定

本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

第1 趣旨

農山漁村地域と企業等が交わり合い、ともに前に進んでいくことで、我が国の農山漁村の魅力がさらに高まっていくイメージを表現しております。

第2 色調

使用に当たっては、本ロゴマークのカラー表示を再現するものとします。

第3 サイズ

本ロゴマークを使用する際は、縦横比率を固定し、画像及び文字の判別ができる程度の大きさを保つとともに、以下の色に定めることとします。

文字なしパターン)	日本語文字入りパターン	英語文字入りパターン
		

第4 禁止事項

以下はロゴマークの誤った使用例であり、ロゴマークの識別性を損なうものであるため禁止します。

縦横比率の変更	正体以外の配置	書体の変更
		

<p>バランスの変更</p>	<p>分割しての使用</p>
	

<p>指定色以外の使用 (ただし、農村活性化推進室が認める場合を除く。)</p>	<p>視認性の悪い背景色での使用</p>
	